

戸籍法の改正に関する中間試案
の補足説明

戸籍法の改正に関する中間試案の補足説明

平成30年5月
法務省民事局民事第一課

戸籍法の改正に関する中間試案の補足説明

はじめに	1
第1部 戸籍制度及び戸籍事務の現状.....	3
1 戸籍制度の意義・機能	3
2 戸籍事務に関する機関	3
3 戸籍事務の処理	4
4 戸籍の公開	5
5 届書類の保存	6
6 戸籍の電算化	7
7 副本	7
第2部 試案前注についての補足説明.....	9
第3部 戸籍事務に関する制度の見直しについて.....	13
第1 電算化を原則とする規定振りへの変更について	13
第2 法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について	14
第3 文字の取扱いについて	16
第4 市区町村における連携情報の参照について	22
第5 管轄法務局等における連携情報の参照について	25
第6 届書類の電子化，保存について	27
第7 市区町村及び法務局の調査権について	29
第8 戸籍訂正について	32
第9 死亡届出の届出資格者の拡大について	39

はじめに

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）が成立し、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入されることとなった。マイナンバー法は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることなどを目的としている。

マイナンバー法は、平成27年10月に施行され、平成28年1月から具体的な運用が開始されている。

マイナンバー法附則第6条第1項で、政府はマイナンバー法の施行後3年を目途として、マイナンバー法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされている（施行後3年後の見直し）。

マイナンバー制度の導入の検討段階において、戸籍事務もその利用範囲とすることが検討対象となっていたが、全市区町村の戸籍事務の電算化が完了していないなどの理由から、マイナンバー法の成立の際には、その利用範囲に戸籍事務を含むことは見送られた経緯がある。

その後、全国知事会から、施行後3年後見直しについては、戸籍事務を始め聖域を設けることなく検討を進めるべきである旨の要請がされ、「日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定、平成26年6月24日改定）」において、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて検討を行うことなどが盛り込まれた。

さらに、「日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）」、「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改定）」及び「世界最先端IT国家創造宣言工程表（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定、平成27年6月30日改定）」においても、「戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、（中略）必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる」ことが盛り込まれた。その後、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）」において、「戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成31年度までに必要な法整備等を実施」とされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」においても、「戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進める」こととされている。

法務省民事局においては、戸籍制度に関する研究会（以下「研究会」という。）を立ち上げ、平成26年10月から22回にわたり会議を重ねるとともに、戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。）も立ち上げ、平成27年6月から21回にわたり会議を重ね、平成27年度から法務省が委託する専門業者による調査・研究（以下「委託調査・研究」という。）と並行して、それぞれが論点として掲げる問題点についても制度面から議論を行い、それぞれにフィードバックする形で検討を行ってきた。システムワーキンググループは平成29年7月に、研究会は同年8月に最終取りまとめを行っている。

これらの状況を踏まえ、平成29年9月、法制審議会第179回会議において、法務大臣から「国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、国民が行政機関等に対する申請、届出その他の手続を行う際に戸籍謄本等の添付省略が可能となるようにするとともに、電子情報処理組織を使用して行う戸籍事務を原則とするための規定及び戸籍の記載の正確性を担保するための規定の整備等、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。」との諮問が行われ（諮問第105号）、その調査審議のため、戸籍法部会（以下「本部会」という。）（部会長・窪田充見神戸大学大学院教授）が設置された。

本部会では、平成29年10月から平成30年4月までの間、約1か月に1回のペースで審議を重ね、平成30年4月20日の第6回会議において、戸籍法に関する事項を中心に審議が行われ、本部会第6回会議において、「戸籍法の改正に関する中間試案」（以下「試案」という。）を取りまとめるとともに、これを事務当局において公表し、意見募集を行うことが了承された。

なお、この補足説明は、試案を公表するに当たり、試案の内容の理解に資するため、まず、前提として戸籍制度及び戸籍事務の現状について説明を行い（第1部）、その後、第2部、第3部において、試案の各項目について、その趣旨等を事務当局である法務省民事局（民事第一課）の責任において補足的に説明する目的で作成したものであるが、飽くまでも試案について検討を加える際の参考資料にすぎず、それ以上の意味を持つものではない。

第1部 戸籍制度及び戸籍事務の現状

1 戸籍制度の意義・機能

戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録・公証することを目的とする制度である。戸籍は、日本国民についてのみ編製され、外国人については編製されない。

戸籍によって登録・公証される身分関係には、氏名、男女の別、出生及び死亡に関する事項のような本人自身に関する事項や、親子関係、夫婦関係のような他者との基本的な身分関係に関する事項のほか、親権者や未成年後見人などの法定代理人に関する事項、推定相続人の廃除のような相続に関する事項等がある。

また、戸籍（除籍を含む。）の内容を証明する謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）は、一般旅券の発給申請や児童扶養手当の受給申請などの各種の公的な手続において提出を求められ、申請者等の国籍や身分関係の証明に供されている。

委託調査・研究において、戸籍謄本等の利用目的に係る調査として、戸籍謄本等の交付を行う市区町村への調査を行ったところ、相続関係手続、年金・社会保険関係手続、旅券関係手続、戸籍の届出の4種類が多いという結果であった（注1）。また、利用目的別の戸籍謄本等の種別について、相続関係手続、年金・社会保険関係手続においては、主に除籍謄抄本及び改製原戸籍謄抄本を交付しており、旅券関係手続、戸籍の届出においては、主に戸籍謄抄本を交付しているとの結果であった。

他方、委託調査・研究において、戸籍に対する国民の意識調査を行い、その中で戸籍謄本等の交付請求をした目的についても調査を行った。その結果は、旅券関係手続のためが一番多く、戸籍の届出のため、年金・社会保険関係手続のため、相続手続のためという順番であった。

（注1）ただし、記載した4種類以外の、その他の割合も4割以上を占めている。また、戸籍に記載されている本人等からの請求の場合、理由を記載しなくとも戸籍謄本等の交付請求が可能であることから、記載した4種類の順序、割合等については、若干の変動があり得ることに注意を要する。

2 戸籍事務に関する機関

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、第一号法定受託事務とされ、市区町村の長（注2）がこれを管掌している（戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）第1条、第4条）。法務省は、市区町村が戸籍事務を処理するに当たりよべき処理基準を定め、法務局は、戸籍事務の処理に関する助言、指示等を行うこととされている（法第3条第1項、第2項）。これを踏まえ、市区町村は、法令及び法務省の発出した通達等に則り、市区町村ごとに、戸籍の届出等の受領、その受理・不受理の審

査・決定を行うほか、本籍と定められた場所（以下「本籍地」という。）のある市区町村は、戸籍の記載や戸籍簿・除籍簿の管理・保存などの戸籍事務を行う。これに対し、法務局は、戸籍事務の処理について、市区町村から照会を受けて、必要に応じて、審査を行い、市区町村に対し、指示又は助言をしている。

（注2）戸籍事務は全て市町村長の名において行われるが、東京都の特別区及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項）においては、区長が管掌する（法第4条）。

3 戸籍事務の処理

(1) 届書の提出

戸籍の届出は、届出人の所在地（一時滞在地を含む。）など、届出事件の本人の本籍地以外でも行うことができ（法第25条第1項、第51条第1項等）、届出全体のうち、非本籍地における届出は、平成28年度において、届出全体の26.49%を占めている（注3）。

また、新本籍地を現本籍地の管外とする分籍又は転籍の届出をする際には、届出人は、戸籍謄本を届書に添付しなければならない（法第100条第2項、第108条第2項）、それ以外の届出であっても、市区町村長は、届出の受理に際し、必要があるときは、戸籍謄本等の提出を求めるとされ（戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第63条）、実務上、非本籍地に婚姻、離婚等の届出をする場合には、戸籍謄本等の添付を求めている。

（注3）平成28年度戸籍事件表による。なお、これには1件の届出に含まれる複数の当事者のうちの一部の者の本籍地にされた届出は含まれていない。

(2) 届出の受理・不受理の審査の際の戸籍情報の照会

非本籍地における届出であっても、届出がされた市区町村において、当該届出の受理・不受理を決定することとされているため、その審査の過程において、当該届出事件の本人の戸籍情報を確認する必要がある場合がある。例えば、非本籍地の市区町村が、戸籍謄本等の添付のない婚姻届の提出を受けた場合には、夫婦となる者の戸籍を確認し、再婚禁止期間にかからないことなどの婚姻要件の有無を審査しなければならない。しかし、その市区町村は、本人の戸籍情報を保有していないため、届出審査の一環として、本籍地の市区町村に電話で問合せを行ったり、戸籍謄本等の公用請求（法第10条の2第2項）を行うなどして対応しているのが実情である。

(3) 戸籍の記載を要する市区町村への届書の送付

非本籍地の市区町村において届出を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届出を受理した市区町村は、届書の謄本を作成の上（法第36条第3項）、本籍地の市区町村に届書の原本を送付（郵送での送付である。）しなければならない（規則第26条）。

(4) 戸籍簿・除籍簿の管理

戸籍及び除籍は、本籍地の市区町村が、これをつづって戸籍簿及び除籍簿

として保存するとし（法第6条、第7条、第12条第1項）、戸籍事務が電算化されている場合には、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍（いわゆる戸籍正本データ）を蓄積して戸籍簿及び除籍簿としている（法第119条第2項）。

また、戸籍は、正本と副本を設け、正本は、市区役所又は町村役場に備えることとされている（法第8条）。戸籍事務が電算化されている場合は、戸籍の正本は、市区町村ごとに構築・運用されている戸籍情報システムにより管理されており、さらに、正本である戸籍簿・除籍簿データと同一の事項の記録（副本とは別のバックアップとしてのデータ）を別に備えることが義務付けられている（規則第72条第1項）。

4 戸籍の公開

- (1) 戸籍制度については、明治31年以来、公開の原則が採用されていたが、自己の情報を他人に知られたくないという国民意識の高まりを背景として個人情報保護の社会的要請が強まったことなどから、平成19年に戸籍謄本等の請求に関する戸籍法改正が行われた。

これにより、請求者を、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）と、それ以外の第三者に分類した上で、本人等については、理由を明らかにすることなく、戸籍謄本等を請求できるが、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかな場合はこれを拒むことができることとした（法第10条）。一方、第三者については、自己の権利の行使等のために戸籍の記載事項を確認することが必要な者、国又は地方公共団体の機関及び弁護士等の資格者に分類の上、請求者の属性に応じた要件を各別に定めている（法第10条の2）。

- (2) 戸籍謄本等の交付については、本籍地の市区町村のみにおいて行っており（法第10条、第10条の2、第12条の2、第120条）、戸籍謄本等の請求の方法としては、本籍地市区町村の窓口で請求する方法のほか、郵送による方法がある（注4）。なお、平成22年以降、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を利用して交付請求者本人の戸籍謄本等を交付する取扱いも、一部の市区町村において開始されており、平成30年4月2日現在456の市区町村において実施されている（注5）。

（注4）前記の方法によるほか、オンラインによる交付請求も可能であり、平成30年5月1日現在、東京都中野区及び神戸市において取扱いを開始している（料金の納付方法について、東京都中野区はペイジーによる振込、神戸市はクレジットカード決済）。

（注5）戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付については、当初は住所地と本籍地が同一市区町村内にある場合に限り証明書の取得が可能であったところ、平成28年5月から特定の市区町村を本籍地とする証明書については、マイナンバーカードを利用することにより、同一市区町村内に限らず戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付が

可能となった。このような住所地と本籍地とが同一市区町村でない場合の戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付を導入する市区町村は増加傾向にある（平成30年4月2日現在229の市区町村において実施）。

ただし、本籍地と住所地とが異なる利用者が新たに本サービスを利用しようとする場合は、当該本籍地が本サービスを実施していることが前提となるほか、事前にコンビニエンスストアのマルチコピー機又は自宅等からインターネットを用いて、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書の認証を受け、所定の画面上に「本籍」、「筆頭者氏名」、「連絡先電話番号」等の必要事項を入力して利用登録申請を行い、申請を受けた本籍地市区町村においてマイナンバーカードに記録されたシリアル番号と戸籍情報の紐付けを行う必要がある。

5 届書類の保存

届書類（届書、申請書その他の書類）は、戸籍の記載を了した後は、戸籍が滅失した際の再製資料として、あるいは、民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか、法務局において、戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして、利用されている。また、戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は、その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載を了した届書類のうち、本籍人に関するものは、市区町村から法務局に1か月ごとに送付され、法務局において当該年度の翌年から27年保存される（規則第48条第2項、第49条）。ただし、法務局が戸籍の副本の送付又は送信を受けると、当該年度の翌年度から5年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第49条の2）。したがって、磁気ディスクに記録された戸籍の場合には、戸籍に記録をした後、副本データが遅滞なく送信されるため（後記7参照）、届書の保存期間は5年となる。他方、非本籍人に関する届書類は、市区町村において、当該年度の翌年から1年保存される（規則第48条第3項）。

また、戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届書類等）は、当該年度の翌年から、創設的届出については50年、報告的届出については10年保存される（規則第50条）（注）。

なお、実務上、一部の外国人に関するものは「当分の間」保存するとされている（昭和41年8月22日付け民事甲第2431号民事局長通達。「在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間は本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保管する。」）。いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注）戸籍の届出は、身分関係の発生・消滅等が既に生じているものを戸籍に反映させるために届け出る「報告的届出」と、届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」に分類される。報告的届出に属するものとして、出生届、死亡届、裁判離婚届、裁判認知届などがあり、創設的届出に属するものとして、婚姻届、

養子縁組届，協議離婚届，任意認知届などがある。

6 戸籍の電算化

戸籍事務は，平成6年の戸籍法改正により，コンピュータにより処理することが可能となった。その後，平成7年度から平成15年度までの間，電算化に必要な経費について，特別交付税による財政支援がされ，各市区町村がベンダー（8社）から個別に戸籍情報システムを調達して順次電算化を進めた結果，電算化した自治体の数は，平成7年時点の24庁から平成15年には1,497庁へと拡大した。平成30年5月1日現在，1,896の市区町村のうち，1,892の市区町村（全体の約99.79%）において電算化が完了している（注6）。

しかし，戸籍の電算化は，その時点の現在戸籍について，市区町村ごとに段階的に行われており，また，基本的に，各市区町村の戸籍情報システムは独立しており，市区町村間のネットワーク化はされていない（注7）。そのため，前記3(2)に記載のとおり，非本籍地の市区町村において，直接戸籍情報の確認又は戸籍謄本等の交付をすることはできず，本籍地の市区町村に電話で問い合わせ，また，戸籍謄本等の公用請求を行うなどして，その戸籍情報を照会する必要がある。

（注6）平成30年5月1日現在，未電算化庁は，東京都御蔵島村，新潟県加茂市，京都府相楽郡笠置町，北海道夕張市。

（注7）政令指定都市の中には，市内全行政区のシステムサーバを1か所に設置し，各区间をネットワークで接続している自治体も存在する。また，複数の自治体で一部事務組合を組織し，共同施設において戸籍情報システムを運用している場合もある。ただし，いずれの場合もデータの統合まではされていない。

7 副本

戸籍は，正本と副本を設け，副本は，管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」という。）が保存することとされている（法第8条）。

副本は，主として戸籍が滅失した場合の再製（法第11条）のための資料としての役割を担っている。東日本大震災において，正本と副本が同時に滅失する危機に直面した事態を踏まえ，電算化された副本は，法務省において戸籍副本を管理するシステムとして平成25年に運用開始した戸籍副本データ管理システムにより管理されている。市区町村長は，戸籍の記録をした後遅滞なく，総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用して同センターに副本データを送信することとされており（規則第75条第1項参照），市区町村が保有する戸籍正本の更新情報として，日次で法務省のシステムに送信されている（全国2か所に戸籍副本データ管理センターが設置されており，戸籍の正本の滅失に備え，東日本の戸籍の副本データは西日本の，西日本の戸籍の副本データは東日本の

戸籍副本データ管理センターで管理に当たっている。)

第2部 試案前注についての補足説明

(試案前注)

本試案については、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関し、戸籍法等の見直しが必要な部分について、戸籍法部会としての現時点での検討結果を示すものである。

なお、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たっては、基本的に各市区町村の戸籍情報システムが独立しており、市区町村間のネットワーク化はされていないこと、他方、東日本大震災後に法務省において構築した戸籍副本データ管理システムにおいて、電算化された戸籍の副本を管理していることを踏まえ、後記第2のとおり、国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの。以下「連携情報」という。）を整備するものとしている。

マイナンバーを活用した他の行政事務との連携については、連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報であって他の行政事務に対する情報提供に必要なものを中間サーバーに格納し、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供を行うことを想定している。具体的に、連携情報を活用して戸籍証明書の省略が可能となる行政事務としては、現在、児童扶養手当事務、年金事務及び旅券事務を所管する各省と協議中である。また、情報提供ネットワークシステムでは、個人を特定する基本4情報をやりとりしないことを踏まえ、連携情報のうち、親族関係を明らかにする情報については、親族関係記号（親子関係や夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付し、これらの記号が一致することにより、親子・夫婦であることを確認することとしている。このように、情報提供ネットワークシステムを用いて戸籍情報を提供する情報連携については、以下、本試案において、「ネットワーク連携」という。

他方、戸籍事務内においては、戸籍事務内の番号で連携情報を管理し、戸籍事務担当職員が戸籍情報連携システム（仮称）内の連携情報を参照するなどして事務を行うことを想定している（後記第3部第4、第5）。この戸籍事務内における情報連携については、以下、本試案において、「戸籍事務内連携」という。

戸籍事務内連携についても、ネットワーク連携を行うための戸籍情報連携システム（仮称）を整備することによって可能となるものであって、これらの連携を可能とするための仕組みを導入することを総称して、「戸籍事務へのマイナンバー制度導入」という。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入によって、ネットワーク連携においては、連携先の事務では戸籍の証明書の添付が省略できることとなり、国民の利便性が向上するとともに、行政事務も効率化するものといえる。また、戸籍事務内連携においては、届出の際の戸籍の証明書の添付が不要となるだけでなく、市区町村間において電話で戸籍情報を確認したり、公用請求で取得している戸籍の証明書が不要とな

るなど、国民の利便性が向上するとともに、戸籍事務の効率化につながるものといえる。

なお、ネットワーク連携の前提として、どのように戸籍情報とマイナンバーとの紐付けを行うかについては、現在、①本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供し、②本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載した上で、③法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システム（仮称）に当該住民票コードを送信することとし、さらに、④法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー制度における連携情報に用いる機関別符号を受信して戸籍情報と結合させる案を基本として、関係府省間で協議がなされている。

（補足説明）

1 戸籍事務におけるマイナンバーの活用等を可能とすることについて

委託調査・研究における戸籍情報の利用実態等の調査及び戸籍に関する国民の意識調査によると、全市区町村における戸籍謄本等の交付請求時の利用目的の比率が、相続関係手続、年金・社会保険関係手続、旅券関係手続及び戸籍届出の4種類で約半数を占めることをそれぞれ確認することができた。

また、戸籍謄本等の提出を求める行政機関の利用目的が、手続の申請書等に記載された内容の確認と手続の対象者に係る親族的身分関係にある者の探索等に大別されることも確認することができた。

これらの調査結果を踏まえ、研究会においても、戸籍事務を行う市区町村及び法務局間で、戸籍情報の授受を行うこと及び他の行政事務に情報の提供をすることにより、行政運営の効率化及び行政サービスにおける国民の利便性の向上が期待され、マイナンバー制度の導入趣旨に合致するものと考えられることから、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについて一定のメリットがあると認められるとの意見が多かった。他方、研究会において、戸籍事務においてマイナンバーを活用することなどについては、セキュリティの観点から、どの範囲で活用するか検討が必要との意見があった。また、必ずしもマイナンバーを活用しなくても、戸籍情報システムを一元化することにより、戸籍事務の効率化を実現することが可能ではないかとする意見もあったが、後記2のとおり、戸籍情報システムを一元化することについては、システムワーキンググループでの議論において現時点では困難であるとされ、研究会においても、システム形態については、後記2のとおりシステムワーキンググループでの結論と同様の方向性で検討することとされた。

2 戸籍制度へのマイナンバー制度導入のためのシステム形態について

システムワーキンググループにおいては、システム構築の効率化、合理化の観点から、在るべき戸籍システムの形態について議論された。

国において、マイナンバーを活用した他の行政事務との連携に用いる連携情報を整備するためには、その前提として、各市区町村に散在する個人の複数の戸籍

情報について名寄せを行い個人に関する戸籍情報を統合する必要があるが、市区町村の戸籍情報システムを一元化することについては、氏名に使用している字形の変更、移行対象のデータ形式の問題、中間標準レイアウトに含まれないデータの取扱い等様々な問題があり、現時点では困難であるとされた。他方、現在、法務省で運用している戸籍副本データ管理システムは、東日本大震災において、戸籍正本と戸籍副本が同時に滅失する危機に直面した事態を踏まえ、国において戸籍副本を管理するシステムとして、平成25年に運用開始したものである。現在、戸籍を電算化している市区町村の副本データは、市区町村が保有する戸籍正本の更新情報として、日次で法務省のシステムに送信されている。

システムワーキンググループにおいては、このシステムの仕組みを利用することにより、既存の市区町村の戸籍情報システムは維持しつつ、国において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築して、戸籍事務内において活用し、あるいは、他の行政事務に提供するための連携情報を保有することが相当であるとされた。

以上のシステムワーキンググループでの検討結果を踏まえ、研究会においても、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用してマイナンバー制度導入のためのシステムを構築する方向で検討すること、国において連携情報を整備することとされた。

3 本部会における検討

これらの検討結果を踏まえ、本部会においても、法務省が所管する戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して戸籍情報連携システム（仮称）を構築する方向性を前提に、そのための必要な法改正部分について議論を行ってきたものである。

そして、前注は、その前提となっているシステムの構成及び情報の提供方法について説明を行うものである。

具体的には、まず、戸籍情報連携システム（仮称）において他の行政事務のために必要な戸籍情報を提供するためには、各人の戸籍に記載された情報は複数の戸籍（現在戸籍、除籍、改製原戸籍等）に記載されていることがあるためにこれらの複数の戸籍の情報を確認しなければ必要な親族的身分関係情報について情報提供できない可能性があることから、連携情報を整備することが必要となる。なお、戸籍情報システムの電算化をする時点で改製原戸籍であったもの及び既に除籍とされていたものについては、戸籍情報システム上画像データで保存されており、画像データという性質上、複数の戸籍情報に記載された個人ごとの情報を機械的に整備するという事は技術的に困難であるため、後記マイナンバーを活用した他の行政事務との連携において用いるために各人ごとに統合する戸籍情報は、費用対効果の観点から、市区町村において既に電算化されている戸籍及び除籍（画像データは除く。）を対象とすることが相当である。

そして、マイナンバーを活用した他の行政機関との連携については、整備した連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報であって、他の行政事務に対する情報提供に必要な情報のみを、当

該行政事務に対する情報提供用の情報として、中間サーバーに格納し、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを用いて情報提供を行うことを想定している。情報提供ネットワークシステムでは、個人を特定する基本4情報をやりとりしないことを踏まえ、連携情報のうち、親族関係を明らかにする情報については、親族関係記号（親子関係や夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付し、これらの記号が一致することにより、親子・夫婦であることを確認することとしている。具体的には、例えば、AとBとが夫婦、CがA、Bの子である場合、AとBにそれぞれ同じ夫婦関係記号①という記号を持たせ、AとCにそれぞれ親子関係記号②、BとCにそれぞれ親子関係記号③という記号を持たせることとする。そして、AとBについて、戸籍の情報を利用する行政事務において、情報提供ネットワークシステムを用いて、それぞれの夫婦関係記号の照会がされた場合に、法務省からAについて夫婦関係記号①、Bについて夫婦関係記号①という同じ情報が提供されることにより、A、Bが夫婦であるということが確認できるというものである。この仕組みは、AとCが親子であるか否か、BとCが親子であるか否かについて確認する場合も同様である。このように、従来戸籍証明書によって確認していた夫婦関係、親子関係等の親族的身分関係については、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携によって、戸籍証明書の添付がなくとも確認をすることが可能となる。

このように、情報提供ネットワークシステムを用いて戸籍情報を提供する情報連携については、試案及び補足説明において、「ネットワーク連携」ということとしている。連携情報を活用して戸籍証明書の省略が可能となる行政事務としては、委託調査・研究の中で市区町村及び国民に対する戸籍証明書の利用目的調査においても上位であった、児童扶養手当事務、年金事務及び旅券事務を候補とし、これらの事務を所管する各省と協議中である。

他方、戸籍事務内においては、戸籍事務内の番号で連携情報を管理し、戸籍事務担当者が戸籍情報連携システム（仮称）内の連携情報を参照するなどして事務を行うことを想定している（試案第4、第5参照）。したがって、戸籍事務内においては、戸籍の届出の際に、届出人に対し、マイナンバーの提出を求めることは想定していないが、連携情報の整備の結果、この連携情報を参照するなどして、従来届出の際に求めていた戸籍証明書の添付が不要となるものである。この戸籍事務内における情報連携については、試案及び補足説明において、「戸籍事務内連携」ということとしている。

この戸籍事務内の番号とネットワーク連携のために必要な機関別符号とは、共通番号管理という形で、いわゆる宛名統合システムにおいて紐付けられ、戸籍情報そのものと機関別符号とは直接紐付かないことを想定している。このことにより、戸籍の情報そのものとマイナンバーが紐付き、マイナンバーとともに、個人が特定できる戸籍の情報が流出するのではないかとの懸念に答えるものである。加えて、上記のとおりネットワーク連携において、法務省は情報提供機関であることからすると、マイナンバーと紐付けられた戸籍情報が流出する危険もあるの

ではないかとの懸念への対応のため、戸籍情報連携システム（仮称）の中間サーバー及び共通番号管理においては、機関別符号のみ保有し、直接マイナンバーを保有しない方法について、関係府省と協議中である。

このように、ネットワーク連携を行うために必要な、戸籍情報連携システム（仮称）の整備によって、戸籍事務内連携も可能となるものであって、これらの連携を可能とするための仕組みを導入することを総称して、「戸籍事務へのマイナンバー制度導入」という。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入によって、ネットワーク連携の対象となる行政事務及び戸籍事務においては戸籍証明書の添付省略が可能となり、国民の利便性が向上するとともに、行政事務の効率化が図られるものと考えられる。

なお、ネットワーク連携の前提として、戸籍の情報である連携情報に付番された戸籍事務内で用いる番号と、マイナンバーあるいは機関別符号とをどのように紐付けるかという点も問題となるところである。この点については、現在、①本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供し、②本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載した上で、③法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システム（仮称）に当該住民票コードを送信することとし、さらに、④法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー制度における情報連携に用いる機関別符号を受信して戸籍情報と結合させる案を基本として、関係府省間で協議がなされている。この案は、戸籍と住民基本台帳との間には、これらをつなぐ戸籍の附票があるところ、この戸籍の附票に、住民を一意に特定できる住民票コードを記載することで、確実に本人の戸籍情報と紐付けを行うことができるのではないかと理由で検討されているものである。一方、この案に対し、住民票コードを用いるのは、マイナンバー制度を利用する他の行政機関が保有する情報と異なり、戸籍の情報には、氏名、生年月日、性別の情報は有するが住所を有しないからであるところ、附票に記載した住民票コードを用いるのであれば、端的に附票に記載されている現住所を用いて紐付けをすれば簡便なのではないか、本籍地の求めに応じて住民票コードを提供し、戸籍の附票に記載することについて、特に初期紐付けの場合に、極めて繁雑な作業となり、市区町村の負担が極めて大きいのではないかと、住民票コードを用いることについて法律上問題はないのか等の意見が出された。

第3部 戸籍事務に関する制度の見直しについて

第1 電算化を原則とする規定振りへの変更について

紙の戸籍を原則とした規定振りとなっている現行戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとする。全ての市区町村の電算化が完了した場合であっても、改製不適合戸籍（後記第3，2（注2）参照）に係る処理等が残ることが考えられることから、現行の紙戸籍による処理の規定も例外として残すものとする。

(補足説明)

現行法は、「戸籍は、これをつづつて帳簿とする」(法第7条)、「一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する」(法第12条第1項)など、紙の戸籍を原則とした規定振りとなっている。他方、電算化された戸籍事務については、「法務大臣の指定する市区町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる」(法第118条第1項)として、特例として規定されている(法第6章)。

しかし、現時点で4市町村(注)を除く全ての市区町村において電算化が行われていることから、電算化を前提に戸籍事務にマイナンバー制度を導入することを検討しているところであり、規定と実態が乖離している状態にある。

そこで、戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとする必要があるものと考えられる。

もともと、電算化戸籍を原則とする規定振りとしても、なお改製不適合戸籍等紙戸籍に係る処理が残ることが考えられ、例外として紙戸籍を前提とする規定も定める必要があるものと考えられる。

(注) 東京都御蔵島村, 新潟県加茂市, 京都府相楽郡笠置町, 北海道夕張市

第2 法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について

国(法務大臣)において、戸籍情報連携システム(仮称)を構築するものとする。

法務大臣は、戸籍副本の情報を利用して親族的身分関係情報(連携情報)を調製し、これを管理するものとする。

(注) 市区町村長を戸籍事務管掌者とする現行の法第1条の規定は維持するものとする。また、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のために、国において連携情報を整備・管理するに至った後も、災害等に備えて戸籍のバックアップ情報を保管する必要があることから、副本は国が保管するものとする。

(補足説明)

1 法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について(試案本文)

現行法は、市区町村長を戸籍事務管掌者と定め(法第1条)、国(法務大臣及び法務局又は地方法務局長)による戸籍事務への関与を定めている(法第3条)。

この点、試案前注のとおり、法務省においてマイナンバー制度導入のためのシステムを構築し、ネットワーク連携及び戸籍事務内連携を行うとした場合、国において、戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して、マイナンバー制度導入のためのシステムである戸籍情報連携システム(仮称)を構築し、国(法務大臣)が連携情報を整備して管理する行政主体であることを戸籍法に定めることが必要であると考えられる。

そこで、国（法務大臣）において、国及び市区町村がネットワーク連携や戸籍事務内連携を行うための連携情報を整備して管理するための根拠等の規定を設けるものである。

2 戸籍事務管掌者とバックアップデータについて（試案注）

試案本文のとおり、法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定を設けるとしても、第2部・試案前注の補足説明2のとおり、市区町村の戸籍システムはなお維持することとし、実際の戸籍事務を行うのは市区町村であることから、市区町村を戸籍事務管掌者とする法第1条の規定を維持することが相当である。

また、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、市区町村長は、「戸籍簿等に記録されている事項と同一の事項の記録」を保存することとされている（規則第72条第1項）。その趣旨は、いわゆるコンピュータシステムにおける冗長化であり、万一、電算化戸籍の情報が滅失したときは、この「同一の事項の記録」により速やかに回復し（同条第2項）、戸籍事務の円滑な遂行を確保することにある。

さらに、戸籍は、正本と副本を設け、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が保存することとされている（法第8条）。副本は、主として、市区町村に備え付けられた正本が災害等によって滅失した場合の再製（同法第11条）のための資料としての役割を担っている。戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、副本は、法務省によって構築された戸籍副本データ管理システムにより管理されており（全国2か所に戸籍副本データ管理センターが設置されており、副本データの管理に当たっている。）、市区町村長は、戸籍の記録をした後遅滞なく、総合行政ネットワーク（LGWAN）を使用して同センターに副本データを送信することとされている（規則第75条第1項参照）。これにより、市区町村の戸籍情報及びそれと同一の事項の記録の滅失に備えて、遠方にある戸籍副本データ管理システムにおいて副本を管理することが可能となっている。

なお、戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して、国において連携情報を整備・管理することとする場合、この連携情報は、他の行政機関等と情報連携を行うため、文字の同定作業（後記第3、1参照）を行い、個人を単位とした親族的身分関係情報を作成するものであり、正本を再製するための副本情報とは異なるものとなる。

このように、戸籍のバックアップデータとして、現在、市区町村においては、同一の事項の記録を、国においては、副本をそれぞれ保管している。

これらの情報は、戸籍情報の保全に万全を期すために保管しているものであり、異なる機関が保管することに意義がある。

そこで、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のために、国において連携情報を整備・管理するに至った後も、国（法務大臣）において副本を保管する旨を規定する必要があると考えられ、この場合、管轄法務局等が保管するという現行法（法第8条）の規定は、現実の事務に合わないことから国（法務大臣）において保管

することとするものである。

第3 文字の取扱いについて

1 連携情報で使用する文字

現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、連携情報に使用する文字として、同定作業により整備された文字（以下「戸籍統一文字」という。）を定めるものとする。

なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため、有識者で構成する会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問するものとする。

2 戸籍正本で使用する文字

市区町村において戸籍統一文字と紐付けできない新たな文字が登録されることを防ぐため、戸籍統一文字及びその文字コードを公表するとともに、戸籍統一文字に紐付けることができる文字の同定基準を確定・公表するものとする。

（注1）今後、新たに戸籍の正本に用いる文字については、字形（デザイン）について特段の制限を設けないが、この同定基準に従って戸籍統一文字と紐付けられた文字を記録するものとする。

（注2）改製不適合戸籍（戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されているため、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍）については、当該戸籍に記載されている者に対し、対応する正字により記載する旨の告知を改めて行うことにより、戸籍に正字で記載されることを促すものとする。

なお、戸籍に記載されている文字に対する愛着が強い国民に配慮して改製不適合戸籍とした経緯を踏まえ、引き続き対応する正字で戸籍に記載されることを希望しない者に係る戸籍については、以後も改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

（補足説明）

1 これまでの経緯

戸籍に記載する文字については、子の名に用いることができる文字に関し、常用平易な文字を用いなければならず、その文字の範囲は法務省令で定めることとされており（法第50条）、法務省令において具体的な字種及び字体が示されている（規則第60条）が、字形（注1）については定められていない。また、その他戸籍に記載する文字については、略字や符号を用いず、字画を明かにしなければならないとされている（規則第31条第1項）が、文字の字種、字体及び字形について、法令に特段の定めはない。

公簿である戸籍には、正字を記載すべきであるが、従来、戸籍に記載されている氏又は名の漢字には、かなりの数の誤字・俗字が存在しており（注2）、これ

が本人のみならず関係者に少なからず社会生活上の不便を生じさせていた。そこで、戸籍に記載されている氏又は名の誤字・俗字の解消について、平成2年に法務大臣の諮問機関である民事行政審議会から「戸籍に氏又は名が誤字又は俗字によって記載されている場合は、これをできる限り解消すべきである」等の答申（注3）がされ、これを受けて同年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達（以下「5200号通達」という。）を発し、誤字の解消に努めてきたところである（注4）。

しかし、平成6年の戸籍事務の電算化に伴う改正法案の審議過程において、氏名は社会生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている字が誤字・俗字であっても既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきとする附帯決議がされたことから（注5、注6）、俗字は電算化戸籍においてもそのまま記載し、誤字については対応する正字に引き直して記載するが、この場合は事前に本人に通知し、本人から正字による入力を欲しない旨の申出がある場合には、戸籍を紙のまま取り扱うこととされた（平成6年11月16日付け法務省民二第7000号民事局長通達）。

他方、戸籍の正本を保有・管理している戸籍情報システムの技術的基準（平成6月11月16日付け法務省民二第7002号民事局長通達）においては、戸籍に記録する文字のコードや字形について特段規定していない。また、戸籍事務へのオンライン制度導入に当たり、オンラインシステムに使用する文字として、戸籍統一文字を定めており（平成16年4月1日付け法務省民一第928号民事局長通達）、戸籍の記録に用いることができる文字集合を一覧化しているが、戸籍情報システムに用いる文字のコードや字形を定めるものではない。

（注1）本資料において、字種、字体及び字形とは、以下のことを指す（参考：文化審議会国語分科会「常用漢字表の字体・字形に関する指針」205ページ）。

- (1) 字種 原則として同じ音訓を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりのこと。「学」と「學」、「桜」と「櫻」、「竜」と「龍」などは、それぞれ同じ字種の漢字として一つにまとめることができる。
- (2) 字体 文字の骨組みのこと。前記(1)の例は、同一の字種であるが、別の字体である。
- (3) 字形 個々の印刷の形状のこと。別の文字であるということがはっきりと識別できるような違いから、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった細かな違いまで、様々なレベルでの文字の形の相違を字形（又はデザイン）の違いという。

（注2）本資料において、正字、誤字及び俗字とは、以下の字を指す（平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達参照）。

- (1) 正字 社会一般において正しいと認められている字であって、康熙字典、漢和辞典等で正しいとされているもの

なお、戸籍に記載することができる文字である「正字等」とは、①常用漢字表（平

成 2 2 年内閣告示第 2 号) の通用字体, ②規則別表第二の一に掲げる字体 (人名用漢字), ③康熙字典体又は漢和辞典で正字とされている字体, ④当用漢字表 (昭和 2 1 年内閣告示第 3 2 号) の字体のうち, 常用漢字表においては括弧に入れて添えられなかった従前正字として取り扱われてきた字体, ⑤国字で上記①から④までに準ずる字体, ⑥5 2 0 0 号通達別表に掲げる字体 (氏又は名の記載に用いることができる俗字, 通用字体に準じて整理した俗字) を指す。

(2) 誤字 文字の骨組みに誤りのあるもの

(3) 俗字 上記正字の字体の通俗の字体

(注 3) 平成 2 年 1 月 1 6 日付け民事行政審議会答申

人名用漢字等に関する諮問に対する答申について

平成元年 2 月 1 3 日法務省民一第 1 8 5 号をもって, 当審議会に対し諮問のあった標記の件について, 別紙のとおり答申する。

(別紙) 答申

法務大臣の当審議会に対する諮問は, 「戸籍法施行規則第 6 0 条が改正されて以来相当期間経過したことに伴い同条の取扱いについて, 及び戸籍に記載されている氏又は名の漢字 (誤字・俗字) の取扱いについて意見を承りたい。」というものである。

右の諮問に関し, 当審議会は, 平成元年 2 月 1 3 日に第 1 回の会議を開催して以来, 平成 2 年 1 月 1 6 日までの間前後 6 回にわたり会議を開催した。その調査審議の結果は, 以下に述べるとおりである。(中略)

第二 戸籍に記載されている氏又は名の漢字 (誤字・俗字) の取扱いについて

[結論]

一 戸籍に氏又は名が誤字又は俗字によって記載されている場合は, これをできる限り解消すべきである。(以下略)

(注 4) 平成 2 年 1 月 1 6 日付け民事行政審議会答申において, 「誤字・俗字の訂正は, 氏又は名の実質的な訂正には当たらず, 表記の訂正に過ぎないものであると理解することができる」とされた。

(注 5) 平成 6 年 6 月 2 0 日付け参議院法務委員会附帯決議

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は, 電子情報処理組織 (コンピューターシステム) を用いて戸籍事務を取り扱う制度の導入に当たり, 次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一 氏名は個人の人格の象徴であり, 人格権に係るものであることにかんがみ, 戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては, 事務の近代化, 効率化等の観点だけではなく, すでに戸籍に記載されている文字に愛着を感じる国民の感情をも十分に考慮し, 国民の理解が得られるよう, 十全の配慮をすること。(以下略)

(注 6) 平成 6 年 6 月 2 2 日付け衆議院法務委員会附帯決議

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は, 戸籍事務のコンピュータ化に当たり, 次の諸点について格段の努力をす

べきである。

- 一 戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては、現行の戸籍に長年にわたって記載されてきた文字に愛着を感じずる国民感情を考慮に入れ、俗字についても十分に配慮した運用を図り、国民の理解が得られるように努めること。（以下略）

2 連携情報で使用する文字（試案の1）

行政機関等に提供する戸籍情報として、ネットワーク連携に用いる連携情報を整備するためには、名寄せを行い個人に関する戸籍情報を統合することが前提となる。しかし、戸籍正本を保有・管理している現行の戸籍情報システムは、各市区町村において個別に構築しているため、同一の文字であっても、戸籍情報システムに記録されている文字のコードや字形（デザイン）は、市区町村ごとに異なっている。文字情報を現行のままとした場合、複数の戸籍に記録されている個人の戸籍情報を統合することが困難であるほか、住民基本台帳情報の文字情報との突合も困難である。

そこで、現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、法務省が管理する連携情報において、可及的に字形の同一化を図ることが相当であると考えられる。

なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため有識者で構成される会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問することとするものである。

3 戸籍正本で使用する文字（試案の2，注1）

婚姻や転籍等により本籍地市区町村の変更を伴う戸籍の異動がある場合において、従前の本籍地で登録されていた氏又は名に用いる文字が新本籍地の市区町村のシステムに登録されていないときは、当該市区町村において新たに文字を作成する必要があることがある。

前記2により文字の同定作業を行う場合、連携情報については、文字の字形やコードが一定程度整理されることとなるが、その後も本籍地市区町村において戸籍正本に登録するため新たに文字が作成されれば、現在と同様に、文字のコードが統一されず、連携情報の作成に支障を来すことになると考えられる。

そこで、これに対する方策案として、戸籍の正本に登録する文字の範囲を制限するという意見も出されたが、デザイン差（字形の差）があっても、本来的には字体は同一であると整理されており、また各種フォントまで全て制限することは困難であるとも考えられる。

そこで、市区町村において連携情報に使用する文字と紐付けされていない新たな文字が登録されることを防ぐため、同定作業により整備された文字（現在オンラインシステムにおいて使用する文字である「戸籍統一文字」）を包含し、世界最先端IT国家創造宣言において利活用が推奨されている「IPA

文字情報基盤」の文字と紐付けされた文字として、新たに「戸籍統一文字」を定める。)及びその文字コードを公表するとともに、戸籍統一文字に紐付けることができる文字の同定基準を確定・公表することが相当であると考えられる(注7)。

この考え方は、市区町村の戸籍情報システム(正本)の字形そのものを一種類に制限するものではないが、国において整備する連携情報に使用する文字の文字コードと、市区町村の戸籍情報システムで用いる文字の文字コードとを紐付けることとし、その同定基準を確定・公表することにより、市区町村の戸籍情報システムで用いる文字と戸籍統一文字との実質的同一性を確保することが可能となる。このことにより、各システム間の連携が容易になり、システム上で戸籍の移記等の処理が可能になるなどの戸籍事務の効率化が期待できる。この考え方によれば、戸籍に記載された自らの氏名の文字の字形に愛着を持つ者の反発も考慮し、現在の戸籍の正本に記載されている文字については、直ちには変更しないこととなるが(ただし、戸籍統一文字の文字コードとは紐付けされている。)、さらに、転籍などの新たな戸籍への記載の際には、戸籍統一文字と紐付かない新しい文字を作成することを制限するとの考え方もあり得る。この考え方によれば、更なる文字が増えることを制限することも可能であると考えられる。この市区町村における制限の可否及び程度については、引き続き検討を要するものと考えられる。

(注7)文字の同定作業の結果について公表する場合の例として、以下のような一覧表を作成することが考えられる。

項番	読み	標準字形 (IPA)	戸籍統一 文字番号	JIS水準 (面句点)	各戸籍情報システム開発事業者の内字文字					その他の字例 (市区町村外字)	
					A社	B社	C社	D社	E社		
1	キ	久 MJ006378	001460 (常用)	第1水準 (1-21-55)	久	久*	久	久	久	久*	久*
2	キ	喜 MJ008464	045320 (常用)	第1水準 (1-20-78)	喜	喜	喜	喜	喜	喜*	喜*
3	コ	倭 MJ006838	009070 (人名)	第1水準 (1-24-86)	倭	倭	倭*	倭	倭	倭*	
4	シ	松 MJ013667	163500 (常用)	第1水準 (1-30-30)	松	松	松*	松	松	松*	松
5	タ	澤 MJ016002	207340	第2水準 (1-63-23)	澤	澤	澤*	澤	澤	澤*	澤

(一)の行は同一文字の集まり
標準字形と同一の文字と見なせる文字

IPA文字情報基盤の字形。
 内の英数字は、IPA文字情報基盤に登録されている文字を一意に特定するための記号(MJ文字図形番号)。

文字包摂基準により、標準字形に包摂される文字。
 *付きの文字は、標準字形に包摂されるものの、住基ネット統一文字では標準字形とは別に当該字形が登録されているため、住基ネット統一文字を包含するIPA文字情報基盤では、標準字形とは区別している(戸籍統一文字ではこれらの字形を区別していない。)

久 久
MJ006378 MJ006379

4 改製不適合戸籍の取扱いについて（試案の注2）

市区町村長は、コンピュータにより戸籍事務を取り扱うに当たって、紙媒体の戸籍から電子化戸籍に改製しなければならないが、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）は、改製することを要しないこととされた（平成6年法務省令第51号附則第2条）。このような取扱いをする典型例として、戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されている者が、対応する正字に引き直して電算化戸籍に記載することを欲しない旨の申出がされた場合がある（注）。

現状の改製不適合戸籍については、紙のまま、あるいは画像データとして保存されており、管轄法務局等が保存している改製不適合戸籍の副本についても紙の状態で作成しているものがある。

国が戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、ネットワーク連携を行うとしても、現在の改製不適合戸籍のままでは連携情報を整備することは不可能である。また、改製不適合戸籍に記載されている者は、コンビニ交付等、電算化戸籍を前提としているサービスを楽しむことができず、今後、電算化戸籍を対象とする新たなサービスを受けることも困難である。さらに、戸籍事務内の事務手続においても、改製不適合戸籍についてのみ、他の電算化戸籍と異なる取扱いをしなければならず、過誤の可能性も高くなるなど、事務手続上も煩雑であるといえる。

そうすると、改製不適合戸籍については、電算化戸籍に改製することが、マイナンバー制度における情報連携のためのみならず、時代の要請である戸籍の電算化の趣旨に合致し、今後の戸籍事務にとって必要不可欠であると考えられる。この点については、戸籍の電算化を始めた平成6年当時と比べて、文字に対する多くの国民がコンピュータやスマートフォン等の電子機器を用いるに至っており、国民の文字に対する意識が変化している可能性もあり、以前より文字に対するこだわりは減っているとの意見もあった。

他方、文字に対する愛着が強く、その結果、改製不適合戸籍とせざるを得なかった国民がいるという経緯もあることから、引き続き、改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

そこで、改製不適合戸籍については、まずは、戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されている者に対し、戸籍の電算化の際にした対応する正字で記載する旨の告知と同趣旨の告知を改めて行い、正字で記載されることを促すこととするものである。

この告知を行うに当たっては、法改正は特段必要ないため、できるだけ速やかに行うことが必要であることについて、異論はなかった。

なお、この告知を行った場合であっても、正字で戸籍に記載されることを希望しない者に係る戸籍については、強制的に電算化戸籍に移行することはせず、引き続き、改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

（注）委託調査・研究の調査結果によれば、改製不適合戸籍は全国で約14,000籍

程度存在し、うち文字（誤字）が原因で不適合とされている戸籍が約12,000籍あると推定される。

なお、戸籍に記載されている文字以外に改製不適合戸籍が生じる事例として、複本籍、日付の論理矛盾（実在しない日付の生年月日（うるう年でない年の2月29日等）、生年月日と届出日の前後関係の矛盾等）が挙げられる。

第4 市区町村における連携情報の参照について

1 届出の受理の審査のための連携情報の参照

市区町村の戸籍事務従事職員は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報（市区町村が保有する情報と同一の情報）を参照することができるものとする。

（注）原則として、届出人は戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとする。

2 連携情報の参照範囲

届出の受理の審査のために確認する戸籍の情報については、審査のため必要な範囲内であれば、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照等を防止する方策について

不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとする規定を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする等の規定を設けるものとする。

（注）不正に参照することを防止するための方策としては、例えば、不正参照の可能性がある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、管轄法務局等に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、管轄法務局等による監査を実施することが考えられる。

また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることも考えられる。

（補足説明）

1 市区町村における連携情報の参照（試案の1）

現状、戸籍の届出の際には、当該届出の受理の判断に必要な場合には、届出人に、戸籍謄本等を添付することを求めている（規則第63条）ほか、必要に応じて、本籍地市区町村に対して電話照会や戸籍謄本等の公用請求により、当該届出の受理の判断に必要な情報を確認している。また、現在、ほとんどの市区町村において個別に戸籍情報システムを調達し、コンピュータ処理を行っているところ、各市区町村の戸籍情報システム同士が電気通信回線によって接続されていないため、届出を受理する市区町村と戸籍の記載をする本籍地の市区町村とが異

なる場合には、実際上も、受理地の市区町村から本籍地の市区町村に対し、戸籍の受理の審査に必要な情報についてコンピュータを利用した照会ができない状態となっている。

今回、国において、ネットワーク連携を行うための戸籍情報連携システム（仮称）を整備するに当たり、同システムと各市区町村の戸籍情報システムとが電気通信回線によって接続されることになることから、市区町村の戸籍事務従事職員は、戸籍情報連携システム（仮称）を通じて戸籍情報を参照して効率的に事務処理することが可能となる。

2 連携情報の参照範囲（試案の2）

連携情報の参照範囲については、不正参照防止の観点から、一定の範囲、例えば現在事項証明書に記載された戸籍情報や、除籍・改製原戸籍の情報のうちの一部のみに制限するとの意見もあったが、現状においても、届出の審査に当たっては、必要に応じ、除籍・改製原戸籍の情報について確認しており、事務に必要なであれば、これらを確認できるようにしておくべきではないかとの意見で概ね一致したところである。特に届出件数の多い死亡届、出生届、婚姻届及び離婚届については、現在事項証明書に記載された戸籍情報を参照しただけでは審査が完了しない場合が多く、市区町村が届出の審査をする際は、現状と変わらず、除籍・改製原戸籍等の従前戸籍について本籍地市区町村への電話照会等をする必要が生じ、業務の改善につながらないこと、一方、従前戸籍を参照することができることとした場合には、電話で戸籍情報を確認するという市区町村側の業務の効率化も期待することができるほか、届出人も規則第63条に基づき戸籍謄本等の提出を求められる機会が一層減少することになる等、効果は大きいものと考えられる。

そこで、事務に必要な範囲で参照できる戸籍情報には制限を設けないこととした上で、不正な情報参照等を防止する方策を適切に講ずるものとしている。なお、届出の種類ごとに参照できる戸籍情報をシステム上制限することも考えられるのではないかとの意見もあったが、システム面や運用面で実現可能か否か等を含め、更に検討することとされた。

3 不正な情報参照等を防止する方策について（試案の3）

(1) 一般的対策

一般的な対策としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 届出を契機に情報を参照したものの、届出事件の処分決定に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があるととして、コンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、即時に管轄法務局等の長に通知する。
- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、管轄法務局等の長による監査を実施する。
- ③ 戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする（補足説明注）。
- ④ 遡って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性について

コンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

(補足説明注)

罰則規定については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等を参考に、情報システムを使って事務を行う職員や職員であった者に対し、秘密性の高い個人の戸籍情報を漏洩してはならないといった義務規定を設けた上で、この義務規定に違反した場合に罰則を設けることのほか、マイナンバー法等を参考に、業務に関して知り得た個人の戸籍情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用をすることや、職権を濫用して、専ら職務以外の用に供する目的で個人の戸籍情報を収集することに対する罰則を設けるといったことが考えられる。

○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

第30条の26 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であった者又は第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であった者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2～4 (略)

第30条の30 第30条の10から第30条の14まで又は第30条の15第2項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2及び3 (略)

第42条 第30条の26又は第30条の30の規定に違反して秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○マイナンバー法

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第52条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2) 個別的対策

戸籍情報を不正に取得した直近の事案を見ると、戸籍事務従事者によるも

のと、戸籍事務を担当しない市区町村の職員等による公用請求によるものがあるところ、これに対応するためには、著名人等の戸籍情報の不正参照防止対策や業務と無関係に行う家系図作成目的等の不正参照防止対策、ストーカー、DV被害防止対策といった個別的な対策を講ずることが有効であると考えられる。具体的には、個別対策としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合や、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある戸籍にフラグを立て、その戸籍について情報を参照しようとする場合には、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与を経る仕組みとする。

第5 管轄法務局等における連携情報の参照について

1 市区町村が行う戸籍事務への指導等の事務に必要な連携情報の参照

法務局の戸籍事務従事職員は、市区町村が行う戸籍事務への指導、戸籍訂正の許可等の事務に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することができるものとする。

2 連携情報の参照範囲

市区町村が行う戸籍事務への指導等のために確認する戸籍情報については、指導等のために必要な範囲内であれば、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照等を防止する方策について

不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとする規定を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする等の規定を設けるものとする。

（注）不正に参照することを防止するための方策としては、例えば、不正参照の可能性がある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、上級庁に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、上級庁による監査を実施することが考えられる。また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることも考えられる。

（補足説明）

1 管轄法務局等における連携情報の参照（試案の1）

管轄法務局等においても、戸籍の受理照会や戸籍訂正の許可等の事務など、戸籍情報を確認する必要があることから、事務処理の効率化を図るため、市区町村同様、管轄法務局等の戸籍事務従事者が連携情報を参照することができるようにする必要があると考えられる。

2 連携情報の参照範囲（試案の2）

戸籍の受理照会や戸籍訂正の許可等の事務処理を行うに当たり、現在戸籍だけでなく、従前戸籍の確認も必要になることから、参照範囲については従前戸籍も含む必要があると考えられる。一方で、不正な情報参照を防止する方策についても、十分な対策を講ずる必要があると考えられる。

3 不正な情報参照を防止する方策について（試案の3）

(1) 一般的対策

一般的な対策としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 受理照会や戸籍訂正を契機に情報を参照したものの、当該事件の指示書や許可書の起案に必要な帳票の出力に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があると、コンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、上級庁に通知する。
- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、上級庁による監査を実施する。
- ③ 個人の戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする（補足説明注）。
- ④ 遡って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性についてコンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

（補足説明注）

罰則規定については、第4の市区町村の戸籍事務従事者に対するものと同様に処置することが考えられる。

(2) 個別的対策

実際の不正事案を踏まえた個別的な対策としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合や、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、上級庁に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある戸籍にフラグを立て、その戸籍について情報を参照しようとする場合には、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与を経る仕組みとする。

第6 届書類の電子化、保存について

1 届書類の電子化

届書類（届書、申請書その他の書類）を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。この場合の届書類の参照ができる者は、届出事件本人等の本籍地の市区町村の職員及び届出を受理した市区町村の職員に限ることとする。

（注）戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届書等）については、現行制度において、他の行政機関への送付の対象となっていないこと等から、当面、現行の取扱いを維持することとする。

2 届書の加工制限

届書については、事務の障害とならないよう、届書様式についても一定の見直しを行う。

（補足説明）

1 届書類の取扱いの現状

第1部・3のとおり、戸籍の届出は本籍地以外でも可能である。そして、非本籍地の市区町村において届出を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届書類を本籍地の市区町村に郵送で送付している。本籍地市区町村は、戸籍の記載をした後は、第1部・5のとおり、管轄法務局等に対して送付され、管轄法務局等において書面の状態で保存される。

2 届書類の電子化について（試案の1）

試案前注のとおり、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度自体は維持することとしている。そのため、届出に係る本人の本籍地において戸籍の記載をすることになるが、前記1のとおり、届書類については、これを受理した市区町村が届出に係る本人の本籍地でなければ、本人の本籍地の市区町村に送付され、本籍地において戸籍の記載をした後、届書類は、目録を付して管轄法務局等に送付されている。また、届出先が本籍地の市区町村でない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受理した市区町村及び本籍地の市区町村の双方でシステムに入力するといった事務の重複が生じている。

このような事務負担を軽減する目的から、届書類の情報をスキャナーで読み込み電子化することにより、受理地及び本籍地の市区町村や管轄法務局等において届書類の情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することが合理的である。

このことにより、届書類の情報の共有化によって、届出を受理した市区町村から本人の本籍地への届書類の送付が不要となるとともに、本人の本籍地から管轄法務局等への送付も不要となる。また、届書類の情報のうち、戸籍に記載すべき事項について、受附帳データに入力されたデータを共有することが可能となれば、情報の共有化を図ることができ、入力に係る事務量が軽減されることも考えられる。

届書類を電子化する場合、電子化する対象については、本籍地市区町村で戸籍の

記載を行う際に非本籍地で受理された届書の添付書類を改めて確認することもあり得るため、届書だけでなく、その添付書類についても電子化する必要があるものと考えられる。また、電子化する届出事件の範囲について、例えば、その市区町村に本籍がない者の届出事件に限るとすると、保存方法及び期間の区別も検討しなければならない上、管轄法務局等への送付事務も引き続き発生することから、範囲を限定せず一律に、受理地市区町村において全ての届書類を電子化することが相当であると考えられる。

また、電子化した届書類の情報については、市区町村においては、戸籍の記載のために必要なものであるから、戸籍を記載する本籍地市区町村及び受理地市区町村に限り参照を可能とすれば足りるものと考えられる。

そこで、試案の1において、届書類については、届書類を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとし、現在行われている本籍地市区町村及び管轄法務局等への送付事務は行わないこととするものである。また、届書類の参照範囲は、本籍地市区町村及び受理市区町村に限ることとするものである。

なお、戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届出等）については、現行制度において、管轄法務局等への送付の対象となっていないこと等から、当面現行の取扱いを維持することとしている。

3 届書の加工制限について（試案の2）

届書類の電子化に関して、加工された届書の取扱いが問題となり得る。

すなわち、届書の様式については、法第28条のほか、規則第59条において出生、婚姻、離婚及び死亡の4届書について規定されており、昭和59年11月1日付け法務省民二第5502号民事局長通達によって標準様式が定められているが、いずれも用紙の大きさ及び様式を定めているのみである。

このような状況において、現在、特に婚姻及び出生の届書について、各市区町村や各事業者が作成した独自のデザインを施した、いわゆるデザイン届書が提出される場合がある。この場合、市区町村が審査のために用いる届書の余白等に必要な事項（例えば届書に記載された文字の明示化、住所を定めた年月日など）が記載できない、届書の記入欄に透かしがあることにより届書に記載された文字の判読に困難が生じるなどといった現実には事務に支障を来している場合もある。

また、今後、届書類の電子化を前提とすると、いわゆるデザイン届書は、届書に記載されている文字を正しく電子化することができず、事務に支障が生ずる可能性もある。

そこで、届書については、事務の障害とならないよう、規則又は通達において、届書様式について一定の制限を行うこととするものである。この点については、事務に支障が生じないように、特に届出人が記入する部分や市区町村が事務に用いる部分にまでデザインがされないように一定の制限を行うことについては、特段の異論はなかった。もっとも、現在、市区町村主導で行われているデザイン婚姻届や事業者が行っているデザイン婚姻届について、過度に制限することがないように配慮

すべきであるとか、例えば、複写方式や、全面的にデザインが入るものについては、届出人の控えとするにとどめるのであれば事務に支障は生じないのではないかとの意見もあった。これらの意見を踏まえ、制限の程度、方法等については、引き続き検討を行うものとする。

第7 市区町村及び法務局の調査権について

1 市区町村の調査権について

届出又は申請の処理に当たり必要があると認める場合に、市区町村長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

2 法務局の調査権について

市区町村から受理照会を受けた場合その他法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認める場合に、管轄法務局等の長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

(注) 市区町村及び法務局の調査権は、現在行うことのできる任意調査の範囲に限定されるものとする。縁組意思を始めとする届出人の身分行為意思に係る民法上の実質的要件の調査については、濫用事例に当る疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきことに関して法又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行う。

(補足説明)

1 市区町村の調査権（試案の1）

市区町村長は、民法において、重婚の禁止等の民法の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた場合でなければ、婚姻の届出を受理することができないとされている（民法第740条）（注1）。また、戸籍法において、届書に「特に重要であると認める事項」の欠缺がある場合（法第34条第2項）は、届出を受理することができない旨が定められている。これらのことから、市区町村長は戸籍の届出の受理に関する審査権を有しているといえる。

そして、審査に関して、戸籍法は、届出に係る事実について、出生証明書等の添付書類を要求し（法第49条第3項）、また、届出人本人の署名押印など（法第29条等）のほか、本人確認（法第27条の2第1項）及び不受理申出をした者に係る婚姻届等についての申し出た者の出頭の確認（法第27条の2第3項、第4項）を要求する等の規定を設けている（注2）。

この審査の手法である調査については、主として、市区町村長が保存する戸籍等の資料や届出人から提出された書類を対比して確認することが想定され、その他に窓口事務に伴う必要な範囲で、届出人等に対し質問をすることが想定されている。これは、市区町村の戸籍事務は、多数の届出事件を迅速に処理する必要がある窓口事務であるところ、届出事件について、例えば、現地調査などを行うな

どして、逐一事実関係を調査しなければならないとすると煩瑣であり、実現可能性に乏しく、あまりに厳格な審査を要求することは市区町村に難きを強いるのみならず、不適切な審査を行う場合も生じ、ときに届出人に不便・負担を加える結果となりかねないからである。

現状、届出人に資料の提出を求めることについては、市区町村長は、戸籍の謄本又は抄本その他の書類の提出を求めることができると規則上規定されている（規則第63条）。しかし、市区町村の資料提出要求は、国民に対し、出生や死亡等という親族的身分関係に関する様々な資料の提出を求めるものであること、戸籍事務を行うに当たって、国民に対し、明確な根拠規定を示すことができるようにしておくことが望ましいことから、法で定める必要がある。また、届出人に対する質問についても、国民に対し、明確な根拠規定を示すことができるようにすることが望ましいことから、審査に当たり質問をすることができる旨の規定を定めることが必要である。そこで、届出又は申請の処理に当たり必要があると認める場合に、市区町村長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けることとするものである。この調査権の範囲については、行政調査が遂行すべき行政事務との関係で必要最小限のものにとどまるべきことは当然であり、戸籍の届出又は申請の処理に当たって必要と認める範囲内で実施される旨を明文化するものである。なお、試案（注）にも記載しているとおり、根拠規定を明文化するものの、その調査権の行使については、現在行うことのできる範囲内にとどまるものであって、その範囲が拡大されるものではない。

（注1）協議離婚、養子縁組、離縁についても同様の規定がある（民法第765条第1項、第800条、第813条第1項）。

（注2）大審院判決は、市区町村長は、届出事項が虚偽であることが明らかな場合には戸籍の記載を拒むことができる旨判示している（大審院判決大正7年7月26日刑事判決録24集1017ページ）。

また、「(市区町村長の) 審査の対象については、届書における記載事項の具備、法令に要求された証明書の添付など形式的要件の審査をなしうるにとどまらず、民法740条、765条、800条、813条等の各規定から窺知しうるがごとく、ある程度の実質的要件の存否の審査もこれをなしうるのであり、ことに届出事項が虚偽なることまたは実体法規に抵触したためにその効力を生ぜざることの明らかな場合には戸籍の記載を拒否することができるものと解される」と判示した裁判例がある（名古屋高裁決定昭和49年7月3日高裁民事判例集27巻3号231ページ）。

2 法務局の調査権（試案の2）

市区町村長は、届出の審査に当たり、事実の認定や民法、戸籍法の解釈適用上、疑義が生じた場合、管轄法務局等の長に指示を求めることができるとされており（規則第82条）、一般に「受理照会」と呼ばれている。この受理照会を受けた管轄法務局等の長においては、市区町村長に対する指示を行うために必要な範囲で、関係資料及び関係者等について、任意調査を行い、市区町村長に指示又は助言を

行っている(法第3条第2項)。

戸籍事務は、国民と密接な関係があり、明治以来市区町村が担当してきた経緯から、市区町村長が管掌することとされているが(法第1条第1項)、平成11年の地方自治法改正により第1号法定受託事務とされた。そして、各市区町村において行われている戸籍事務について、全国的に統一された運用を図るべく、法第3条第2項の規定が設けられている。また、届出に係る事実について、出生証明書等の添付書類を要求していること(法第49条第3項等)などからも見て取ることができるとおり、戸籍制度は日本国民の親族的身分関係の登録公証を目的とする制度であり、公証する以上は、虚偽の届出による記載を始めとする真の親族的身分関係と異なる不実の記載をできる限り排除することが目的に適うものである。しかし、市区町村の調査方法は、窓口事務という性質上、限りがあるとともに、全国的に統一された運用を実現することが困難である。そのため、市区町村において疑義がある届出については、管轄法務局等に対して受理照会を行い、これを受けた管轄法務局等において法第3条第2項に基づき、必要に応じて調査を実施した上で助言・指示をしてきている。

近年、戸籍法上、調査権が明文化されていないことが、個人情報保護の要請の高まりを背景に、管轄法務局等による調査の支障となっている。例えば、行政機関等に照会した際に根拠法令の教示を求められ、あるいは、根拠法令が存在しないことを理由として、個人情報保護や守秘義務の観点から協力を得ることが困難となっている実情にある。また、調査対象者である届出人その他の関係者から、管轄法務局等への調査への協力が拒まれる例も生じている。

この点、管轄法務局等の長が、市区町村に対する助言又は指示を行うために調査を行う権限については、明文上規定されていないが、一般に、行政調査は、任意調査であれば、法律の根拠がなくともこれを行うことができると考えられている上、管轄法務局等の長が、戸籍事務の全国的に統一された運用を実現するという目的の下に、市区町村の審査権の限界を補完するものとして、法第3条第2項の指示を行うために必要な調査権を有しているものと考えられる。

この調査権の範囲については、行政調査が遂行すべき行政事務との関係で必要最小限のものにとどまるべきことは当然であるが、行政調査の必要性を個別具体的に全て列挙することは困難であるから、まずは、管轄法務局等の長の調査が、受理照会を受けた場面等において行われることを明示的に示した上で、かかる事務遂行に必要と認める範囲内で実施される旨を明文化するものである。そして、前記1と同様、試案(注)にも記載しているとおり、根拠規定を明文化するものの、その調査権の行使については、現在行うことのできる範囲内にとどまるものであって、その範囲が拡大されるものではない。

なお、この調査権については、市区町村から受理照会を受けた場合その他戸籍法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認めるときに限るとして、国と地方との関係にも配慮したものとし、また、縁組意思を始めとする届出人の身分行為意思に係る民法上の実質的要件の調査については、濫用事例に当る疑い

がある場合に限り調査権が発動されるべきことが適切である。そのため、このような意思の有無を対象とする調査については、濫用事例に当る疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきことに関して法又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行うものとされた。

第8 戸籍訂正について

- 1 法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続については、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項は対象としないものとする。
- 2 戸籍の記載又は届書類その他の書類から、訂正事由があることが明らかであると認められる場合には、市区町村長は、管轄法務局等の長の許可を得て、職権による戸籍訂正手続を行うことができるものとする。職権による戸籍訂正ができない場合又は職権による戸籍訂正をした事項につき更に訂正を要する場合には、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続又は確定判決による戸籍訂正手続（法第116条）によりこれを行うものとする。職権による戸籍訂正手続（後記3の市区町村長限りの職権訂正を行う場合を除く。）を〔行う場合にはあらかじめ〕〔行った場合には〕、訂正事由のある戸籍の名欄に記載されている者に対して通知をするものとする。
- 3 市区町村長限りの職権訂正ができる場合があることについて、明文で規定するものとする。その範囲については、訂正事由があることが当該市区町村長において戸籍の記載又は届書類その他の書類から明らかに認めることができる場合であることに加えて、訂正事項が軽微で、かつ、戸籍訂正を行っても身分関係に影響を及ぼさないことを要するものとする。

（補足説明）

1 戸籍訂正制度の現状

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、戸籍の記載は、真実の身分関係と合致していることが要請される場所、現行法上、「戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること」（以下「訂正事由」という。）（注1）が発見された場合には、戸籍訂正の手続をとることとされている。戸籍訂正の手続における訂正事項は、氏名、出生事項、死亡事項、父母欄、婚姻事項、国籍喪失事項など、戸籍の記載事項全般にわたるほか、複本籍（注2）を解消するための訂正などもある。

現行法上、戸籍訂正の手続に関し、以下のような規律が設けられている。

(1) 戸籍の訂正についての許可の審判による戸籍訂正の申請

利害関係人が家庭裁判所に対して戸籍の訂正についての許可の審判事件（家事事件手続法第226条第3号。以下、この審判事件を「訂正許可審判事件」という。）を申し立て（法第113条）、その許可の審判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をする（法第115条）ことによって行われる（以下、この手続を「訂正許可審判による戸籍訂正手続」という。）。これは、一般に、戸籍が人の

重要な身分に関するものであるから、その訂正については関係者の意思に基づく訂正許可審判事件を経るといふ慎重な手続によることとしたものと説明される。また、創設的届出が無効である場合は、法第113条と同様、訂正許可審判事件の申立てがされることが予定されているが、その申立権者は、届出人又は届出事件の本人に限られている（法第114条（注3））。これは、上記の者ら以外の利害関係人が、人事訴訟手続等によることなく、身分行為そのものである創設的届出の無効を主張することを認めるのは適当でないためと考えられる。なお、訂正許可審判事件は、当事者の処分委ねることはできない性質の事件であるから、家事調停手続によることができない家事事件手続法別表第一の事件とされている（同法別表第一の124の項）。

このように、訂正許可審判による戸籍訂正手続においては、まず、利害関係人又は届出人もしくは届出事件の本人が家庭裁判所に訂正許可審判事件を申し立てることが予定されている。このため、市区町村長において訂正事由を発見した場合には、原則として、まずは届出人又は届出事件の本人（以下「届出人等」という。）に訂正事由を発見した旨を通知し（法第24条第1項。以下、この通知を「24条1項通知」という。）、届出人等に対して訂正許可審判手続を経て戸籍訂正の申請を促すこととされている。なお、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上訂正事由を知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市区町村長にその旨を通知しなければならない（法第24条第3項。以下、この通知を「24条3項通知」という。）とされており、24条3項通知を受けた市区町村長は、訂正事由のあることを確認の上、まずは届出人等に対して24条1項通知を行うこととなる。

(2) 市区町村長の職権による戸籍訂正

市区町村長は、24条1項通知をすることができない場合又は通知をしても戸籍訂正申請をする者がいない場合に限り、管轄法務局長等の許可を得て、職権で戸籍訂正をすることができることとされている（法第24条第2項。以下、この手続を「職権による戸籍訂正手続」という。）。これは、届出人等による戸籍訂正申請がされない場合にも、誤った戸籍の記載を放置することが適切ではないという観点から、訂正許可審判による戸籍訂正手続を補充するものとして認められるものである。

また、戸籍実務上、訂正がされても身分関係に影響を及ぼさないような軽微な事項について戸籍面上顕著な誤記・遺漏があることが明白な場合の一定の類型については、管轄法務局長等の長の包括的な許可があるものとして、市区町村長限りでの職権による戸籍訂正手続が認められている（注4）。なお、市区町村長限りでの職権による戸籍訂正手続を行う場合、その記載の誤りが軽微かつ顕著であることが明白であることから、24条1項通知は不要とされている。

職権による戸籍訂正手続に不服がある場合は、訂正許可審判による戸籍訂正手続によって、その是正を図るべきものと解されている（注5）。

(3) 確定判決による戸籍訂正

戸籍記載の訂正を必要とすべき実体的身分関係を遡及的に確定する判決がされた場合（注6）には、訴えを提起した者がその裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をすることとなる（法第116条第1項。以下、この手続を「確定判決による戸籍訂正手続」という。）。

(4) 棄児引取による戸籍訂正

なお、特殊な戸籍訂正として、父又は母が棄児を引き取った場合において、出生届と併せて行う戸籍訂正申請（法第59条）がある。

（注1）「戸籍の記載が法律上許されないものであること」とは、法律上戸籍に記載できない事項について記載されているものをいうとされ、戸籍面上その違法が明らかな場合が通常であるとされる。例えば、外国人や当該市町村に本籍を有しない者に関する戸籍の記載、子の出生前に父の戸籍にした胎児認知の記載、直系卑属のない死亡者を認知する記載、権限のない者による戸籍の記載、死亡者とか届出人となり得ない者の届出による記載、偽造・変造の届出に基づく記載等がある。

「戸籍の記載に錯誤があること」とは、戸籍の記載が事実と合致しないことをいうとされる。例えば、出生の年月日・場所などについてした事実と反する記載、誤ってした死亡の記載、誤ってした国籍喪失の記載、入籍すべきでない者を入籍させたりしたものもこれに当たり、その他多くの事例がある。

「戸籍の記載に遺漏があること」とは、戸籍に記載することを要する事項の一部が脱漏されていることをいうとされる。例えば、転籍による戸籍編製の場合の同籍者又は移記の場合の移記事項を脱漏したりした場合等がある。

なお、これらの概念の区別を論ずるのは実益がないともされる（特に「戸籍の記載が法律上許されないもの」と「戸籍の記載に錯誤があること」との区別は概念上必ずしも明確でないとされる。）。

（注2）何らかの理由により（通常、転籍等の際に、除籍手続を遺漏する例が多いと考えられる。）、同一人が二個以上の戸籍に記載されること。委託調査・研究の結果、複本籍は5万戸籍程度あると推計されている。

（注3）「届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効である」場合とは、創設的届出が無効の場合である。創設的届出すなわち「届出によって効力を生ずべき行為」とは、入籍、分籍、転籍、国籍留保、氏名の変更のように届出によるべきもののほか、文言上は認知、縁組、離縁、婚姻、離婚のように民法上の効力を生ずるものも含み得る。無効の原因としては、届出という当該行為の有効要件を欠くあらゆる場合が該当するとされるが、戸籍実務上、その無効が親族相続法上重要な影響を持つものについては確定判決を得て法第116条により訂正申請すべきものとされている。

（注4）市区町村長限りの職権訂正が認められている具体例としては、以下のものが挙げられるところであるが、①カの事案が一般的な事案といえる。

① 軽微顕著な誤記又は遺漏

ア 戸籍上明瞭な都道府県郡市区町村名の誤記（昭和6年7月8日付け民事第730号民事局長回答）

- イ 配偶者の死亡による婚姻解消事項の記載遺漏（昭和26年9月18日付け民事甲第1805号民事局長回答, 昭和31年6月29日付け民事甲第1468号民事局長通達）
 - ウ 父母の婚姻, 離婚等によって父母の氏が変更した者について, 申出又は職権によってする父母欄の記載の訂正（昭和26年12月20日付け民事甲第2416号民事局長回答）
 - エ 他の戸籍から入籍した者の名の誤記
 - オ 都道府県知事から死亡報告の取消しの通知があった場合の訂正（昭和21年2月14日付け民事甲第78号民事局長通牒）
 - カ 戸籍記載の錯誤又は遺漏が市区町村長の過誤によるものであることが届書類によって明白であり, かつ, その内容が軽微で, 訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさない場合の訂正（昭和47年5月2日付け民事甲第1766号民事局長通達）
- ② 法令の改廃によるもの
- ア 応急措置法により父母との続柄が変更されたことによる父母との続柄の訂正（昭和22年10月14日付け民事甲第1263号民事局長通達）
 - イ 旧法中の届出によって他の戸籍に入籍したため除籍すべきところを, 入籍通知がなく除籍手続が未済となっている場合の除籍（昭和23年1月13日付け民事甲第17号民事局長通達）
- ③ 届出又は申請に付随して訂正するもの
- ア 子について, 父母との続柄を訂正したことに伴う, 他の子の父母との続柄の訂正
 - イ 婚姻準正又は認知準正に関連する訂正（昭和10年9月7日付け民事甲第1030号民事局長回答, 昭和15年7月10日付け民事甲第863号民事局長回答）
 - ウ 父母が子の親権者を定めて離婚した後, その離婚が取り消された場合の親権事項の消除（昭和23年3月17日付け民事甲第137号民事局長回答）
 - エ 妻死亡により未成年後見人が選任されている妻の子を夫が認知した場合の未成年後見事項の消除（昭和25年12月6日付け民事甲第3081号民事局長回答）
 - オ 父母の名の変更届による同籍の子の父母欄の記載の更正（昭和27年2月13日付け民事甲第133号民事局長回答）
 - カ 他の戸籍から入籍した者について, 出生事項の記載がない場合の他市区町村長からの回答等による補記（昭和27年1月29日付け民事甲第80号民事局長通達）
 - キ 新戸籍編製等の場合において, 従前戸籍等に誤字で記載されている氏又は名を移記するときは, これに対応する字種及び字体による正字又は別表に掲げる文字で記載する取扱い（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達）
- ④ 申出によるもの

ア 名の文字の通用字体への更正（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達）

イ 旧法中婿養子縁組婚姻又は入夫婚姻をした者について、新法施行後新戸籍を編製する際に、申出により夫を筆頭者とする事（昭和27年8月5日付け民事甲第1102号民事局長通達）

ウ 父が同居者の資格でした嫡出でない子の出生の届出に基づく記載につき、認知後、届出人の資格を父とする更正（昭和49年10月1日付け民二第5427号民事局長通達）

⑤ 戸籍法施行規則によるもの

ア 届書に基づいて戸籍の記載をしたところ、届書受理前に本籍地が変更していたことが明らかとなった場合の訂正（規則第41条）

イ 同一事件について重複して届出があった場合の訂正（規則第43条）

ウ 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があった場合の更正（規則第45条）

⑥ その他先例によって特に認められている訂正

（注5）東京高裁昭和58年11月8日決定（家庭裁判月報36巻8号112ページ）。

（注6）「確定判決により戸籍訂正をすべき場合」とは、ある実体的身分関係の存否が裁判により遡及的に確定される場合（届出につき規定がある場合を除く。）であるとされる。具体的な例として以下のようなものが挙げられる。

- ・婚姻無効，協議離婚無効
- ・嫡出否認，認知無効及び取消し，民法第773条の規定による父の確定，実親子関係存否確認
- ・養子縁組無効，協議離縁無効

2 訂正許可審判による戸籍訂正手続と確定判決による戸籍訂正手続の関係の整理（試案の1）

訂正許可審判による戸籍訂正手続については、法第113条又は第114条の文言上、どのような場合に訂正許可審判事件を申し立てることができるのかについて何らの限定もされておらず、訂正許可審判による戸籍訂正手続と確定判決による戸籍訂正手続の関係は法文上明確にされていない（注）。

しかしながら、婚姻、養子縁組等の身分関係の有効・無効については本来的には人事訴訟手続において判断されるべき事柄であり、当事者対立構造が予定されていない訂正許可審判において審理の対象とすること自体に問題があるものと考えられること、人事訴訟法、家事事件手続法が制定され、家事事件について一般的に適切・迅速な審理がされていることを踏まえると、人事訴訟手続において判断されるべき事項についても訂正許可審判によることは相当ではないものと考えられる。

そこで、試案の1においては、当事者対立構造が予定されていない訂正許可審判手続においては、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項について審理を行わないこととし、訂正許可審判による戸籍訂正手続については、人事訴訟

によって戸籍の訂正をすべき事項は対象としないこととするものである。

そして、試案1において、訂正許可審判による戸籍訂正手続について人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項は対象としないこととなり、また、後記のとおり試案2において一定の場合には職権訂正によることとされたことから、訂正許可審判による戸籍訂正手続がされるのは、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項以外の事項であって、職権訂正ができる事項を除いたもの及び職権訂正を行った事項について更に訂正を要する場合となる（後記3参照）。

（注）嫡出否認の裁判手続によるべき場合など戸籍の記載と異なる事実を主張するのに形成判決を要する場合については、確定判決による戸籍訂正によらなければならないことに争いはない。

3 管轄法務局長等の許可を得て行う市区町村長の職権による戸籍訂正手続（試案の2）

(1) 訂正事由が明らかな場合における職権による戸籍訂正の原則化

前記1(1)のとおり、現行法上、市区町村長は、訂正事由を発見した場合には、原則として、まずは届出人又は届出事件の本人に24条1項通知をし、届出人等に対して訂正許可審判事件を経て戸籍訂正の申請をするよう促すこととされている。しかしながら、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入によりネットワーク連携を行うに当たっては国による連携情報の整備が必要となるが、そのためには、できるだけ迅速に戸籍訂正を可能とするような手当てを講ずることが必要となる。また、現在の戸籍実務上も市町村限りでの職権による戸籍訂正が認められているものがあるように、訂正事由の中には、訂正許可審判事件を経なくとも戸籍事務に当たる市区町村長において訂正事由のあることが明らかである場合もあり、このような場合についても原則として訂正許可審判事件を経なければならないものとするのは、合理的でない。

このような事情を踏まえ、試案の2の第1文では、戸籍訂正について訂正許可審判手続を経ることを原則とする現行法の規律を改め、戸籍の記載又は届書類その他の書類から訂正事由があることが明らかであると認められる場合には、市区町村において、届出人等に対して裁判所における訂正許可審判事件を経て戸籍訂正の申請をするよう促すことなく、職権により戸籍訂正ができるようにするものである。

なお、「戸籍の記載又は届書類その他の書類から」訂正事由が明らかであると認められるものとの限定を付しているのは、職権による戸籍訂正が可能な範囲を管轄法務局等において訂正事由があることについて判断が可能な事案に限定するべきという観点から、戸籍事務においてアクセス可能な戸籍の記載又は届書類その他の書類と対比することによって訂正事由があることが明らかな場合に限定する趣旨である。「その他の書類」には、受附帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、24条3項通知であって、同通知によって戸籍訂正をすべきことが明らかなもの（例えば、婚姻届を偽装したとする公正証書原本不実記載罪についての有罪判決が確定し、同判決に基づき

24条3項通知がされた場合の当該通知など。)も含み得ると考えられる。

(2) 訂正許可審判又は確定判決による戸籍訂正手続の対象等

試案の2の第1文のような規律の在り方とした場合には、職権による戸籍訂正が誤ってされることも考えられることから、職権による戸籍訂正手続に対しては、改めて裁判所の手続きを経た戸籍訂正を可能とする枠組みを残すことが適切であると考えられる。

そこで、試案の2の第2文においては、同第1文の対象とならない事項については現行法と同様に訂正許可審判又は確定判決による戸籍訂正手続によるものとするとともに、同第1文により職権による訂正をした事項につき更に訂正を要する場合についても訂正許可審判又は確定判決による戸籍訂正手続によるものとするものである。なお、試案の2の第2文は、職権による戸籍訂正がされたとしても最終的には戸籍法が定める家庭裁判所における手続を救済手段とするという従来の考え方を維持するものである。

(3) 24条1項通知の在り方の見直し

現行法が定める24条1項通知は、訂正許可審判事件の申立てを促すためのものであるところ、訂正許可審判手続を経ずに職権による戸籍訂正手続を行うことができることとした場合、従来の家庭裁判所への手続を促す意味としての24条1項通知それ自体は必要ないものとなる。もっとも、試案の2第2文のとおり、訂正される戸籍に記載されている者が更に戸籍を訂正する場合には家庭裁判所の手続によることとなるため、戸籍が訂正されたということを知らせる必要はあると考えられる。そこで、訂正される戸籍に記載されている者に対し、職権による戸籍訂正手続を行う場合には事前に通知を行うことが適切ではないかとの意見が出されたところであるが、他方、事前に通知を受けた者が訂正を拒んだとしても、訂正事由が明らかな場合は職権での訂正を行うことが相当であり、事後的な通知で足りるとの意見もあったところである。この点については、実際の戸籍窓口での対応や通知された本人の納得性の観点も踏まえ検討すべきとの意見もあり、事前の通知とするか事後の通知とするかは、なお検討することとされた。

そこで、試案の2の第3文においては、職権による戸籍訂正を行う場合の通知について、事前の通知とするか事後の通知とするかを並列して記載している。

4 市区町村長限りの職権による戸籍訂正（試案の3）

前記1(2)のとおり、戸籍実務上、一定の場合には、市区町村長限りの職権による戸籍訂正を行うことが認められているが、現行法上、これを認める明文の規定はない。そこで、試案の3では、このような戸籍実務上の取扱いについて法令上の根拠を与えるという観点から、市区町村長限りの職権による戸籍訂正について明文の規定を設けるものとするものである。

なお、前記1(2)のとおり、現在の戸籍実務上、市区町村限りの職権による戸籍訂正手続においては24条1通知は不要とされているところ、市区町村限り

の職権による戸籍訂正について明文の規定を設ける場合にも、現在の戸籍実務上の取扱いを維持することが相当であると考えられる。

(後注) 訂正許可審判事件における家庭裁判所と市区町村の連携について

本部会においては、現行法上、①訂正事由があることが発見された場合であっても、届出人等が実際に訂正許可審判の手続を執っているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、24条1項通知をした後に届出人等が戸籍訂正申請をしたかどうかを見極める期間に関する規定がない、②市区町村長や管轄法務局等の長が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず、市区町村長の処分に対する不服申立て事件において市区町村長への意見聴取が必要的とされていること(法第121条)と比較して訂正許可審判の審理の充実が確保されていないとの問題意識から、訂正許可審判手続における家庭裁判所と市区町村(又は管轄法務局等)との連携を図るための方策についても審議された。もっとも、この審議においては、市区町村長において訂正許可審判の手続を執っているかどうかを把握する方策については様々な考え方があり得るところであり、実務的な対応によることも考えられるのではないかとの見解が示されるなどし、訂正許可審判手続に市区町村長や管轄法務局等の長が関与することを担保する方策についても、家事事件手続法第56条に基づく事実の調査との関係も含め、法制的になお検討する必要があることなどが指摘された。また、家庭裁判所と市区町村(又は管轄法務局等)との連携を図るための方策を検討するに当たっては、試案の1及び2の規律が設けられることによって戸籍訂正許可審判事件の件数にどのような影響が生ずるのかについても検討する必要があるのではないかとの示唆もあった。

そこで、家庭裁判所と市区町村(又は管轄法務局等)との連携についていかなる規律を設けることが相当かという点については、そのような規律を設けることの必要性も含め、なお検討することとされた。そのため、試案においては、この点について特段の提案をしていない。

第9 死亡届出の届出資格者の拡大について

任意後見受任者(家庭裁判所による任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。)について、死亡届の届出資格を付与するものとする。任意後見受任者が死亡届を届け出る時には、任意後見契約の登記事項証明書等を添付させることとする。

(補足説明)

1 死亡届出の意義

戸籍法上の死亡の届出は、報告的届出ではあるが、人の権利能力の終期を登録する意義を有している。自然人の権利能力の唯一の終了原因である死亡によって、その人の権利・義務が消滅すると同時に相続が開始したり婚姻が解消したりするなど、身分法・財産法上重大な効果が発生することとなる。このように、人が死亡したかどうか、いつ死亡したか(死亡の日時分)は、特に生存者の親族法・相続法上の利害に影響するところが大いことから、死亡の事実が発生した場合は、

迅速・的確に戸籍にその旨を記載し、戸籍から死亡者を消除することによってこれを公証する必要がある。そのために、法は、死亡者と密接な関係を有する者を届出義務者又は届出をすることができる者として定め、これらの者に当たるか否かを届出の際に確認することによって戸籍の記載の真実性を担保している。

このように、戸籍への死亡の記載は、死亡の届出に基づいてされることを原則としているところ、死亡の届出の受理については特に慎重を期する必要があることから、死亡の届出には必ず死亡診断書又は死体検案書の添付を要することとしており（法第86条第2項）、これが添付されていない死亡届については原則として受理すべきでないと解されている。そして、死亡の届出の受理に当たっては、届書と死亡診断書又は死体検案書の記載を照合して、戸籍への虚偽の記載を防止すべきものとされている。

なお、市区町村においては、死亡の届出に関連するものとして埋葬又は火葬の許可に関する事務を行っているが、これは、死亡届等の届出地の市区町村長と埋葬又は火葬の許可をする市区町村長とを一致させることによって、迅速・的確な死亡の届出及び埋葬又は火葬の許可が行われることを期するためとされている（注1）。

（注1）

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

2 死亡届の届出人に関する改正の経緯

法第87条は、第1項で、死亡届出義務者として、死亡時において現実に同居している親族が第一順位、親族以外の同居者が第二順位、そして、死亡の場所である家屋又は土地の所有者若しくはその管理人が第三順位の届出の義務を負うものとしている。

死亡の届出人について、昭和51年の改正以前はこれらの届出義務者に限られていたことから、単独で生活している者が死亡したような場合、同居していない親族が遺体の処置を行ったとしても、その者が死亡の届出をすることができなかつた。

しかし、交通や通信の発達により、遠隔の地に在る親族であっても死亡の事実を知ることが容易となったこともあって、同居していなかつた親族からの届出を認めることが届出の確保という目的に適うものであると考えられたことから、昭和51年に戸籍法の一部が改正された際に、「死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。」旨の死亡届の届出資格規定が加えられた（注2）。

さらに、近年は親族との付き合いさえない独居の高齢者の死亡が増えていることに鑑み、このような場合における埋葬手続を適正かつ迅速に行うため、平成19年に戸籍法の一部が改正された際に、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（以下「後見人等」という。）が届出資格者として追加された（注3）。

なお、この同居の親族以外の親族及び後見人等については、死亡の届出資格が付与されたにすぎないのであって、届出義務を課されたものではなく、届出の順位について制限はない。

（注2）このような改正が行われた背景として、昭和51年当時の民事行政審議会の審議において、「現行法上、死亡の届出について届出をすべき者を狭く限定しているのは、もっぱら迅速・的確な報告を求めることを念頭においているため、届出義務の面が強く認識されたからであり、このような届出義務者は、制裁規定との関係からも、むやみにその範囲を広げるべきではないことはいうまでもない。」との指摘を前置きした上で、「今日では、交通通信が発達したため、遠隔地にあつても死亡等の事実を知ることは極めて容易である。したがって、右のような場合に、「同居していない親族」に届出の義務まで負わせることはともかく、これに届出人としての資格を付与することは、迅速・的確な報告を求める趣旨に反するとも思われない。」と述べ、「同居していない親族」が義務者ではなく資格者として追加された。

（注3）平成19年の改正の趣旨、背景については、「市区町村長が埋葬等の許可をするためには死亡の届出を受理することが必要とされているところ（墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項、第2項）、近年、親族との付き合いのない独居者の死亡が増えており、このような場合に届出義務者（家主等）が届出をしないときは、市区町村長は、届出資格者である同居していない親族等を探すことになるが、そのような親族を探すことが困難な場合や、探し出しても応じてもらえないこともある。このような場合は、市区町村長は、届出義務者に相当の期間を定めて催告し、届出義務者がその期間内に届出をしなかったときに、法務局又は地方法務局の長の許可により死亡の事実を職権記載するという扱いであるが（戸籍法第44条、第24条第2項）、このような手続によって埋葬許可が遅延するという問題が指摘され、死亡届の届出資格者を拡大するよう、日本弁護士連合会及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から要望されていた。そこで、このような場合における埋葬手続を適正かつ迅速に行うため、被後見人等の死亡時の後見人等にも死亡届の届出資格を付与したもの」されている（戸籍第801号23ページ「戸籍法の一部を改正する法律」の成立に至る経緯と概要）。

3 死亡届出資格の拡大（試案）

任意後見人については、平成19年の戸籍法の一部改正の際に届出資格者として追加されたところであるが、任意後見契約を締結しているものの任意後見監督人が選任される前に本人が死亡したため、任意後見受任者の資格にとどまる者は、法第87条第2項に定められている届出資格者には当たらない。しかし、任意後見人と任意後見受任者の違いは、本人の事理弁識能力が十分でない状況となり任意後見監督人が選任されることになったか否かの違いであり、任

任意後見受任者であっても本人の戸籍を特定することが可能であり、かつ、生死の状況を知ることができる密接な関係を有する者であることに変わりがないといえる。そして、現行法上、死亡の届出については、迅速・的確な報告を求めているところ（法第86条参照）、任意後見受任者であっても任意後見人と同様に迅速・的確な報告ができる立場であることに実質的な違いはないものと考えられる。そして、死亡届出の際の届出資格の審査においても、任意後見受任者であれば、登記事項証明書等によって届出資格を確認することが可能である。

そこで、任意後見受任者に対し、届出資格を拡大するものとし、届出の際には、その資格を明らかにするため、登記事項証明書等の添付を求めることとするものであり、この点について、特段の異論はなかった。

なお、本部会においては、任意後見受任者以外にも、さらに、死亡した本人との間で、生前に、同人の死後の事務処理の委任契約を受任した者に対して、死亡届の届出資格を拡大することについて議論がされたが、どのような場合に届出資格を付与することが相当か明確ではないほか、届出資格をどのように確認するかについても慎重な検討が必要であるとされた。

さらに、死亡届に関しては、届出義務者に当たり得る者が届出を行わないことで実務上困難が生じているという事情があるのであれば、その点の実務的な対応も必要ではないかとの意見があった。